事　業　者　のみなさまへ

埼玉県生活環境保全条例において、県民の生活環境を保全するために作業場等について騒音と振動の規制基準を設けています。

次に掲げる3種類の作業場等を設置又は使用している方は、所在地の区域区分ごとに騒音と振動に関する規制がかかります。

規　制　対　象　作　業　場

（県内全域（さいたま市を除く。）が規制対象となります）

1　廃棄物、原材料等を保管するために屋外に設けられた場所（150㎡以上であるもの）
2　自動車駐車場（20台以上駐車できるもの）
3　トラックターミナル

※さいたま市については、さいたま市生活環境の保全に関する条例が適用されます。

騒音・振動の規制基準を守ってください

規制基準を守り、周辺の生活環境を保全するよう努めてください。

騒音の規制基準

時間区分 区域区分		朝 （午前6時~午前8時）	昼 （午前8時~午後7時）	夕 （午後7時~午後10時）	夜 （午後10時~午前6時）
1種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
2種	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
3種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
4種	工業地域 工業専用地域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

（注）1　表に掲げた値は屋外作業場の敷地境界における基準値です。
2　規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めていますが、一部異なる地域があります。
3　学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5デシベル減じた値とします。（第1種区域は除く。）

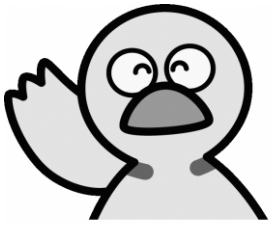
振動の規制基準

区域区分 ＼ 時間区分		昼 （午前8時~午後7時）	夜 （午後7時~午前8時）
1種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外	60 デシベル	55 デシベル
2種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65 デシベル	60 デシベル

（注） 1 表に掲げた値は屋外作業場の敷地境界における基準値です。
2 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めていますが、一部異なる地域があります。
3 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5デシベル減じた値とします。

騒音等の防止方法の例

○低騒音・低振動型機器の導入
○騒音発生源の屋内化
○騒音・振動発生源の配置の変更
○遮音壁の設置
○アイドリングストップの徹底　など



埼玉県のマスコット
コバトン

（実際の効果は様々なので専門家の意見などを参考に実施してください。）

詳しくは、市役所または町村役場の環境担当課までお問い合わせください。

・改善命令に違反するなどの場合、罰則の適用があります。
・必要な報告を求め又は立入検査を行うことがあります。

彩の国 埼玉県

H30. 10. 1作成